

第3編 伊那中央行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

伊那中央行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

平成19年3月27日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定により、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告時期、報告事項等の準用規定等)

第2条 報告時期、報告事項等については、伊那市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年伊那市条例第232号）を準用し、同条例中「市長」とあるのは「組合長」と、「市報」とあるのは「伊那中央病院広報」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。